

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8月21日
【会社名】	ITbookホールディングス株式会社
【英訳名】	ITbook Holdings Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 恩田 饒 代表取締役社長 前 俊守
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	ITbook株式会社 執行役員 久野 慎一郎 サムシングホールディングス株式会社 取締役管理本部長 東 剛史
【最寄りの連絡場所】	ITbook株式会社 東京都港区虎ノ門三丁目1番1号 サムシングホールディングス株式会社 東京都江東区木場1丁目5番25号
【電話番号】	ITbook株式会社 03 - 6435 - 8711（代表） サムシングホールディングス株式会社 03 - 5665 - 0840（代表）
【事務連絡者氏名】	ITbook株式会社 執行役員 久野 慎一郎 サムシングホールディングス株式会社 取締役管理本部長 東 剛史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	1,935,148,121円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 （注） 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、ITbook株式会社（以下、「ITbook」といいます。）及びサムシングホールディングス株式会社（以下、「サムシング」といいます。）の最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月12日付で提出した有価証券届出書（平成30年7月4日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、平成30年8月14日付でITbookの四半期報告書及び平成30年8月10日付でサムシングの四半期報告書が提出されたこと並びにITbook及びサムシングが平成30年8月2日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 1 組織再編成の目的等
 - (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の概要
- 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠
 - (1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）
 - (2) 株式移転比率の算定根拠等
上場廃止となる見込み及びその理由

第三部 企業情報

第1 企業の概要

- 3 事業の内容
- 5 従業員の状況
 - (2) 連結会社の状況
サムシング

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 4 事業等のリスク
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
 - (2) 連結子会社
- 2 主要な設備の状況
 - (2) 連結子会社
- 3 設備の新設、除却等の計画
 - (2) 連結子会社

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
発行済株式
 - (4) 発行済株式総数、資本金等の推移
 - (5) 所有者別状況
サムシング
 - (6) 議決権の状況
発行済株式
 - (7) ストックオプション制度の内容
ITbook

4 株価の推移

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

第5 経理の状況

第6 提出会社の株式事務の概要

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

第六部 株式公開情報

第3 株主の状況

サムシング

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	20,618,452株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1. 普通株式は、平成30年5月28日に開催されたITbook及びサムシング(以下、総称して「両社」という場合があります。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、ITbookにおいては平成30年6月28日に開催された定時株主総会、サムシングにおいては平成30年6月28日に開催された臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
2. 上記発行数は、ITbookの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(16,710,000株)及びサムシングの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(4,114,200株)を前提として算出しています。但し、当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)は、上記の算出において、対象から除外しております。なお、サムシングは、平成30年3月31日時点において自己株式を保有しておりません。また、ITbook又はサムシングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の平成30年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、上記発行数が変動することがあります。
3. ITbook及びサムシングは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	19,791,952株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1. 普通株式は、平成30年5月28日に開催されたITbook及びサムシング(以下、総称して「両社」という場合があります。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、ITbookにおいては平成30年6月28日に開催された定時株主総会、サムシングにおいては平成30年6月28日に開催された臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
2. ITbookの普通株式の発行済株式総数16,710,000株(平成30年3月31日時点)、サムシングの普通株式の発行済株式総数4,114,200株(平成30年6月30日時点)を前提として算出しています。ただし、両社は基準時までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)及び会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を行ったサムシングの主要株主である株式会社シノケングループが買取請求する株式数(870,000株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、両社の自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
3. ITbook及びサムシングは、当社の普通株式について、平成30年8月2日付で株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転に際して、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に、ITbook株式1株に対して1株、サムシング普通株式1株に対して0.95株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日（平成30年7月4日）において未確定ですが、ITbook及びサムシングの最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は1,935,148,121円であり、発行価額の総額のうち900,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成30年10月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転に際して、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に、ITbook株式1株に対して1株、サムシング普通株式1株に対して0.95株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）において未確定ですが、ITbook及びサムシングの最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は1,935,148,121円であり、発行価額の総額のうち900,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成30年10月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行いました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(訂正前)

(1) 商号	ITbookホールディングス株式会社 (英文表示: ITbook Holdings Co.,LTD)
(2) 本店所在地	東京都中央区
(3) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長兼CEO 恩田 饒(現 ITbook 代表取締役会長兼CEO) 代表取締役社長 前 俊守(現 サムシング 代表取締役社長) 社外取締役 佐々木 隆(現 ITbook、サムシング 両社の社外取締役) 補欠取締役 中川 隆進(元大蔵省 ITbook 監査役就任予定) 社外監査役 竹内 洋一(現 ITbook 常勤監査役) 社外監査役 三谷 総雄(現 ITbook 社外監査役) 社外監査役 岡田 憲治(現 サムシング 常勤社外監査役)
(4) 事業内容	傘下子会社及びグループの支配及び管理、並びにこれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	900,000,00円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とITbook及びサムシングの状況は以下のとおりです。

ITbook及びサムシングは、平成30年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社)						
ITbook	東京都港区	1,048	ITコンサルティング、開発、システム機器販売等	100	2	-
サムシング	東京都江東区	484	各事業会社の経営管理事業 (純粋持株会社)	100	2	-

(後略)

(訂正後)

(1) 商号	ITbookホールディングス株式会社 (英文表示: ITbook Holdings Co.,LTD)
(2) 本店所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号
(3) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長兼CEO 恩田 饒(現 ITbook 代表取締役会長兼CEO) 代表取締役社長 前 俊守(現 サムシング 代表取締役社長) 社外取締役 佐々木 隆(現 ITbook、サムシング 両社の社外取締役) 社外監査役 竹内 洋一(現 ITbook 常勤社外監査役) 社外監査役 三谷 総雄(現 ITbook 社外監査役) 社外監査役 岡田 憲治(現 サムシング 常勤社外監査役)
(4) 事業内容	傘下子会社及びグループの支配及び管理、並びにこれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	900,000,00円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

イ 提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とITbook及びサムシングの状況は以下のとおりです。

ITbook及びサムシングは、平成30年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社)						
ITbook	東京都港区	1,048	ITコンサルティング、開 発、システム機器販売等	100	4	-
サムシング	東京都江東区	484	各事業会社の経営管理事業 (純粋持株会社)	100	3	-

(後略)

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

（訂正前）

（中略）

（注2） 当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：20,618,452株

上記は、ITbookの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（16,710,000株）及びサムシングの平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（4,114,200株）を前提として算出しています。ただし、当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数（38株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、サムシングは、平成30年3月31日時点において自己株式を保有していません。
また、ITbook又はサムシングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の平成30年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

（後略）

（訂正後）

（中略）

（注2） 当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：19,791,952株

上記は、ITbookの普通株式の発行済株式総数16,710,000株（平成30年3月31日時点）、サムシングの普通株式の発行済株式総数4,114,200株（平成30年6月30日時点）を前提として算出しています。ただし、両社は基準時まで、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数（38株）及び会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を行ったサムシングの主要株主である株式会社シノケングループが買取請求する株式数（870,000株）については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、両社の自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

（後略）

(2) 株式移転比率の算定根拠等

上場廃止となる見込み及びその事由

（訂正前）

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成30年10月1日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により当社の子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成30年9月26日にそれぞれ東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場を上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

（訂正後）

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に平成30年8月2日に新規上場申請を行いました。上場日は、平成30年10月1日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により当社の子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成30年9月26日にそれぞれ東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場を上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

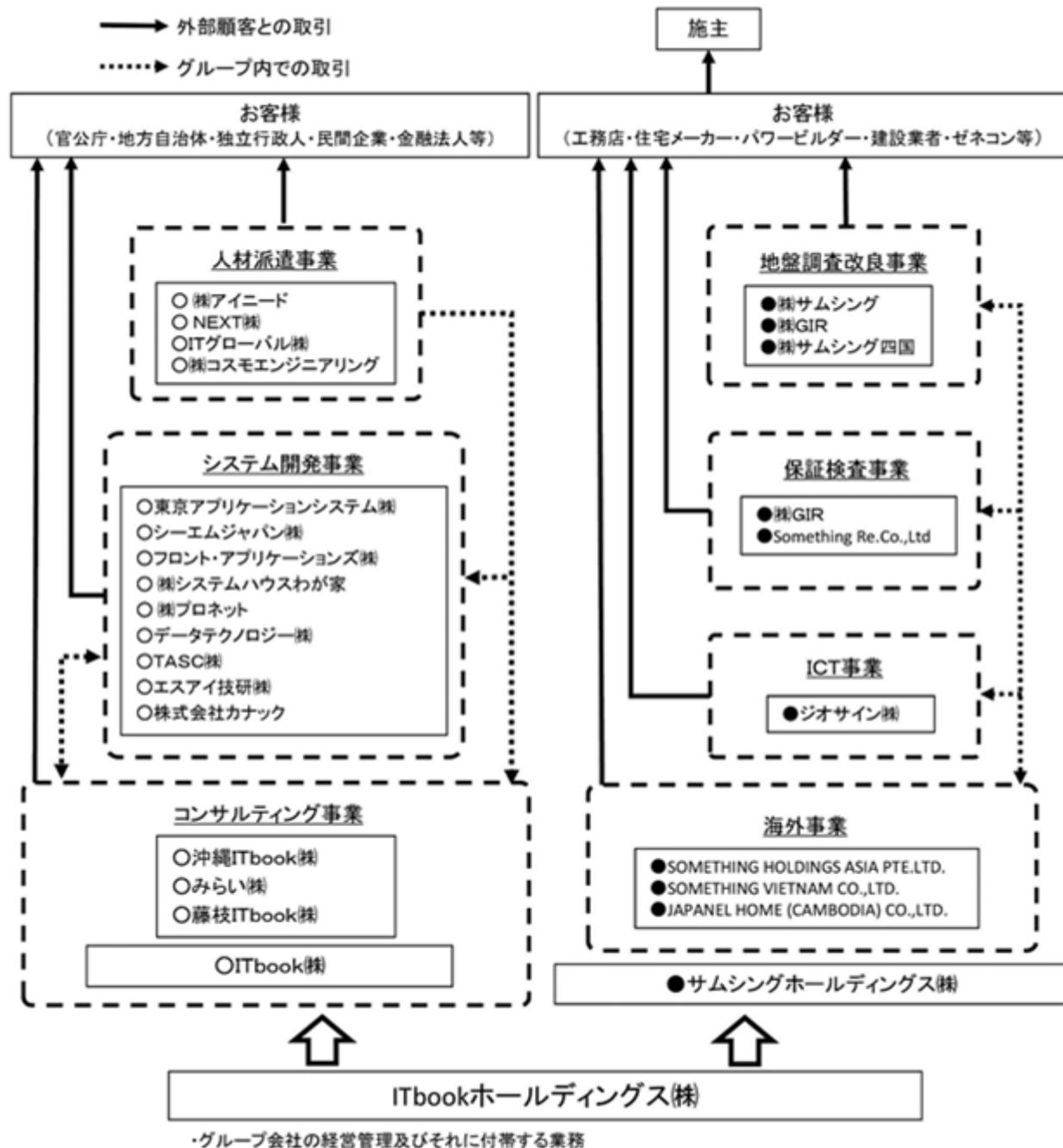
第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

3【事業の内容】

（訂正前）

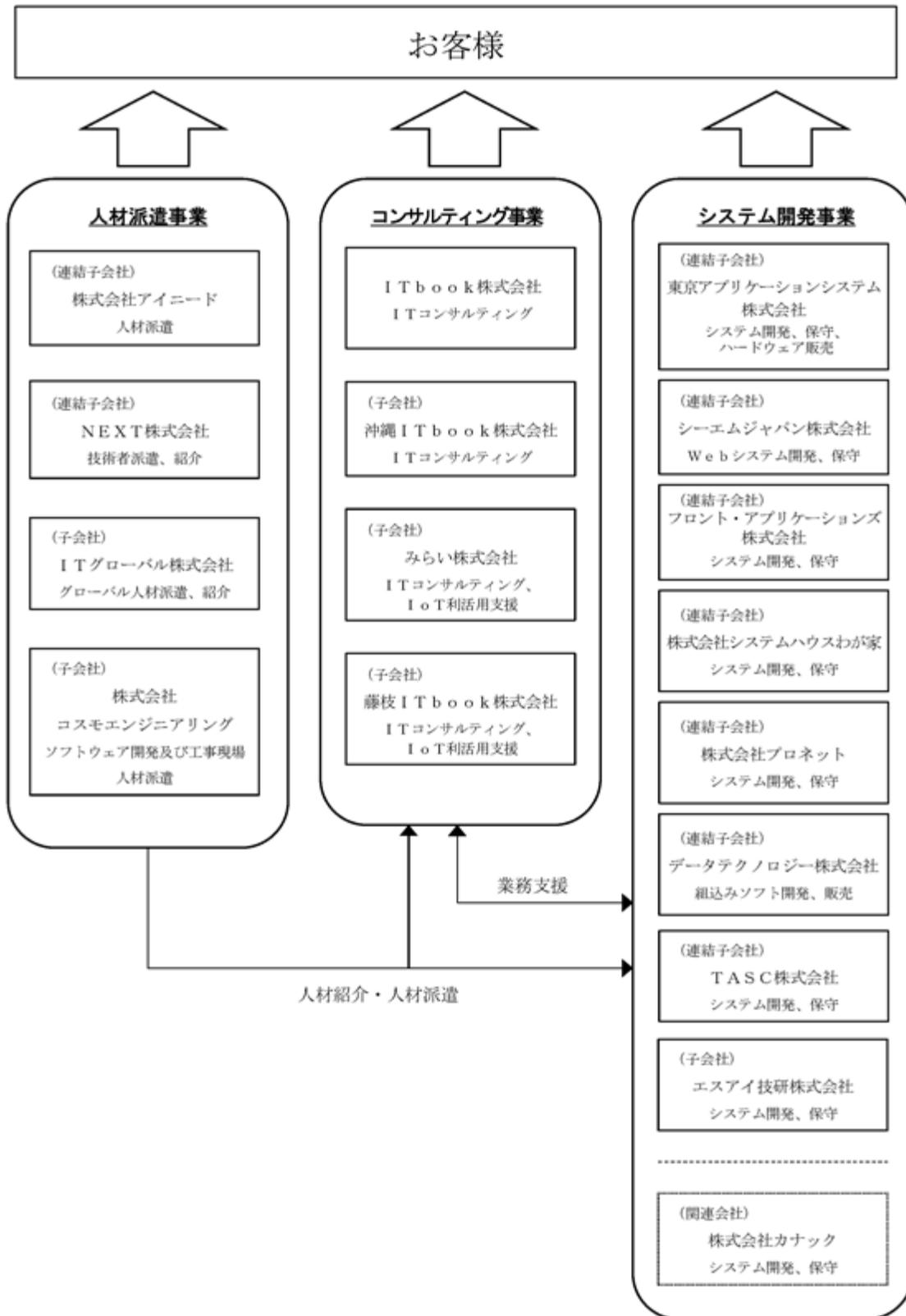
当社はコンサルティング事業、システム開発事業、人材派遣事業、地盤調査改良事業、保証検査事業、ICT事業及び海外事業等を行う会社の支配及び経営管理、並びにこれに付帯又は関連する業務等を行う予定です。



また、完全子会社となるITbook及びサムシングの事業の内容は以下のとおりです。

(1) ITbook

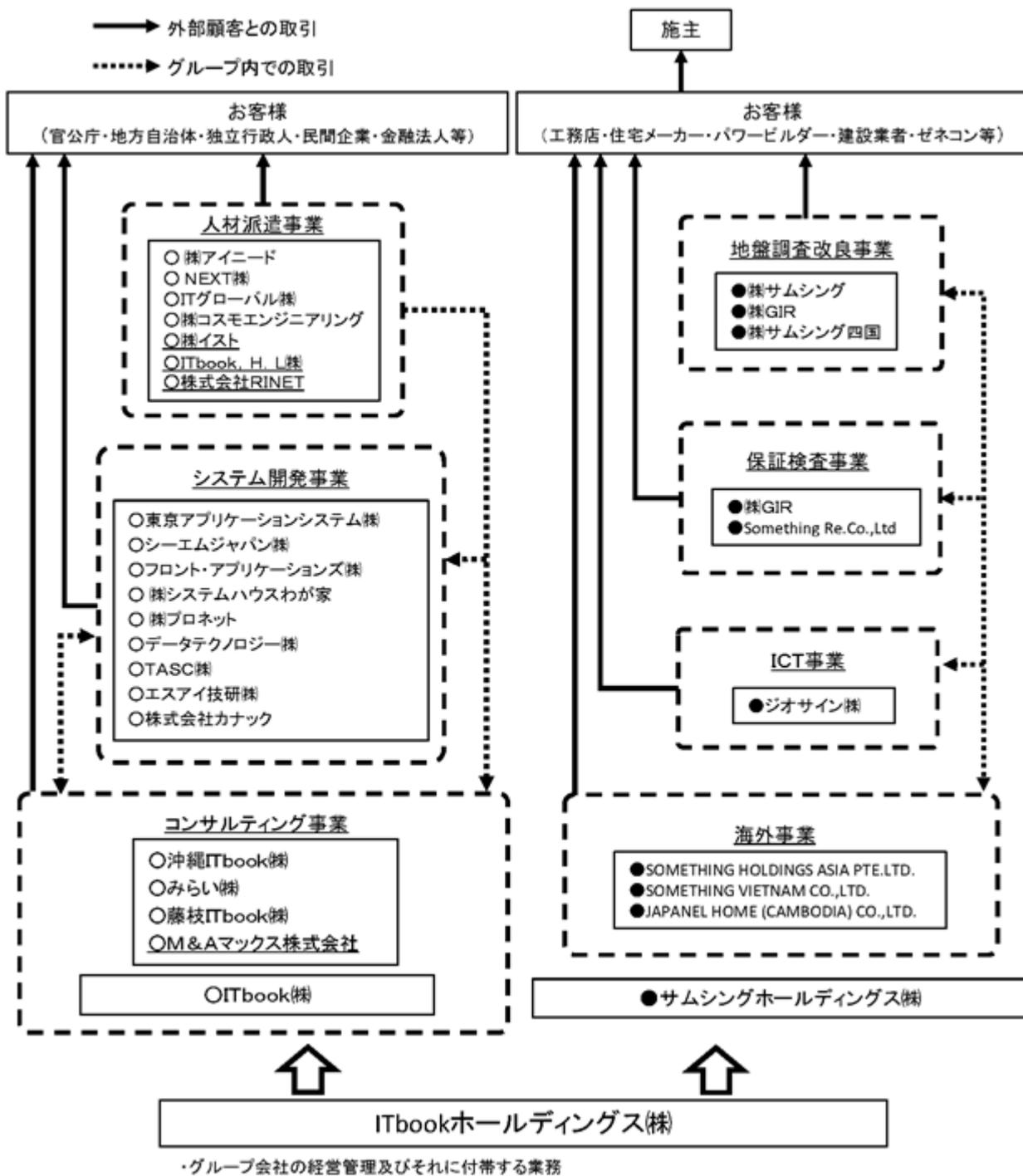
ITbookグループは、ITbook及び連結子会社9社、非連結子会社6社並びに関連会社1社により構成されており、官公庁や民間企業等に対して、業務及び情報システムの総合的な整理・再構築により組織的な戦略目標の達成を支援する「コンサルティング事業」、新規システムの開発、保守業務、ハードウェアの販売、Webシステム開発、マーケットデータシステム開発、外国為替関連開発、生命保険関連システム開発や保守・運用及び組込開発を行う「システム開発事業」、人材紹介、技術者の派遣及び製造業・流通業等の分野への人材派遣を行う「人材派遣事業」を営んでおります。事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(後略)

（訂正後）

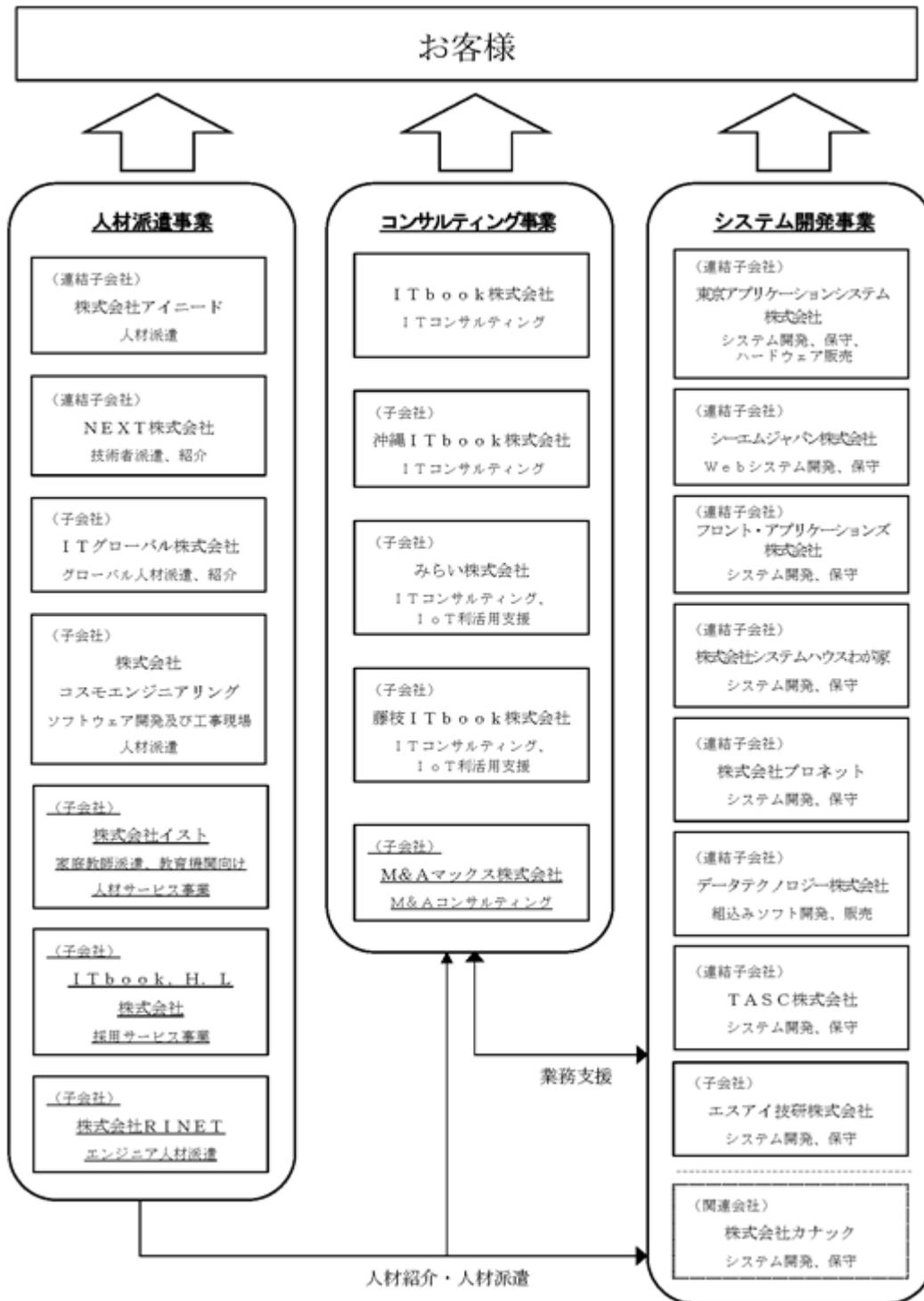
当社はコンサルティング事業、システム開発事業、人材派遣事業、地盤調査改良事業、保証検査事業、ICT事業及び海外事業等を行う会社の支配及び経営管理、並びにこれに付帯又は関連する業務等を行う予定です。



また、完全子会社となるITbook及びサムシングの事業の内容は以下のとおりです。

(1) ITbook

ITbookグループは、ITbook及び連結子会社9社、非連結子会社10社並びに関連会社1社により構成されており、官公庁や民間企業等に対して、業務及び情報システムの総合的な整理・再構築により組織的な戦略目標の達成を支援する「コンサルティング事業」、新規システムの開発、保守業務、ハードウェアの販売、Webシステム開発、マーケットデータシステム開発、外国為替関連開発、生命保険関連システム開発や保守・運用及び組込開発を行う「システム開発事業」、人材紹介、技術者の派遣及び製造業・流通業等の分野への人材派遣を行う「人材派遣事業」を営んでおります。事業系統図によって示すと次のとおりであります。



5【従業員の状況】

(2) 連結会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるITbookにおいては平成30年3月31日現在の、サムシングにおいては平成29年12月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

サムシング

(平成29年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
地盤改良事業	320 (35)
保証事業	18 (5)
地盤システム事業	12 (1)
海外事業	4 (10)
全社(共通)	26 (3)
合計	380 (54)

(後略)

(訂正後)

当社の完全子会社となるITbookにおいては平成30年3月31日現在の、サムシングにおいては平成30年6月30日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

サムシング

(平成30年6月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
地盤改良事業	343 (38)
保証事業	18 (5)
地盤システム事業	14 (1)
海外事業	3 (19)
全社(共通)	19 (2)
合計	397 (64)

(後略)

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの業績等の概要については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成30年8月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日及び平成30年8月10日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成30年8月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日及び平成30年8月10日提出）をご参照下さい。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成30年8月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日及び平成30年8月10日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載したIT事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成30年7月4日）現在において判断したものであります。

（後略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載したIT事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）現在において判断したものであります。

（後略）

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要**」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成30年8月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日及び平成30年8月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要**」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの研究開発活動については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成30年8月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日及び平成30年8月10日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(2) 連結子会社

(訂正前)

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(2) 連結子会社

(訂正前)

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(2) 連結子会社

(訂正前)

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

(訂正後)

当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,618,452	東京証券取引所 (マザーズ市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	20,618,452		

(注) 上記は平成30年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにITbookの新株予約権の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,791,952 (注) 1、2	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 2
計	19,791,952		

(注) 1 ITbookの普通株式の発行済株式総数16,710,000株(平成30年3月31日時点)、サムシングの普通株式の発行済株式総数4,114,200株(平成30年6月30日時点)を前提として算出しています。ただし、両社は基準時までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)及び会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を行ったサムシングの主要株主である株式会社シノケングループが買取請求する株式数(870,000株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、両社の自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

2 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社 証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

(訂正前)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成30年10月1日	20,618,452 (予定)(注)	20,618,452 (予定)(注)	900	900	0	0

(注) 上記は平成30年3月31日現在における両社の発行済株式総数及び自己株式数から算定した株式数であり、両社は、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全てを本株式移転の効力発生の直前時までに消却することを予定しており、また、当社設立の直前までにITbookの新株予約権等の行使等がなされる可能性があるため、当社が交付する新株式数は変動する可能性があります。

(訂正後)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成30年10月1日	19,791,952 (予定)(注)	19,791,952 (予定)(注)	900	900	0	0

(注) ITbookの普通株式の発行済株式総数16,710,000株(平成30年3月31日時点)、サムシングの普通株式の発行済株式総数4,114,200株(平成30年6月30日時点)を前提として算出しています。ただし、両社は基準時まで、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)及び会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を行ったサムシングの主要株主である株式会社シノケングループが買取請求する株式数(870,000株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、両社の自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

サムシング

(訂正前)

(平成29年12月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	10	29	5	5	5,486	5,538	-
所有株式数 (単元)	-	1,296	270	11,352	63	5	28,150	41,136	600
所有株式数の割合(%)	-	3.15	0.66	27.60	0.15	0.01	68.43	100.0	-

(注) 所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

(訂正後)

(平成30年6月30日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	19	15	3	4,018	4,072	-
所有株式数 (単元)	-	1,296	1,106	11,141	510	3	27,078	41,134	800
所有株式数の割合(%)	-	3.15	2.68	27.07	1.23	0	65.81	100.0	-

(注) 所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

(中略)

イ サムシング

(平成29年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,113,600	41,136	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	4,114,200	-	-
総株主の議決権	-	41,136	-

(訂正後)

(中略)

イ サムシング

(平成30年6月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,113,400	41,134	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	4,114,200	-	-
総株主の議決権	-	41,134	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

ITbook

ITbookは、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(訂正前)

決議年月日	平成29年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 3、当社従業員 48 [47]
新株予約権の数(個)	89,200 [88,200]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 89,200 [88,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年7月20日～平成32年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の決議による承認 を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式は、1株であります。

ただし、新株予約権を割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式併合等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権を割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式併合等を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権を割当日以降、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができないものとする。
- (4) その他の行使の条件については、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるものとする。

5．新株予約権の取得条項

以下の、(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6．組織変更行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併については吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併については新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割については吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割については新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換については株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転については株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

（後略）

(訂正後)

決議年月日	平成29年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名) —	ITbook取締役(社外取締役を除く) 3、ITbook従業員 48 [47]
新株予約権の数(個)	89,200 [88,200]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 89,200 [88,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年7月20日～平成32年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、ITbook取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

ITbookの第29回事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。事業年度の末日からITbookの有価証券報告書提出日(平成30年6月28日)の前月末(平成30年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式は、1株であります。

ただし、新株予約権を割当日以降、ITbookがITbook普通株式につき、株式分割、株式併合等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 新株予約権を割当日以降、ITbookがITbook普通株式につき、株式分割、株式併合等を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権を割当日以降、ITbookがITbook普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においてもITbookの取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができないものとする。
- (4) その他の行使の条件については、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、ITbookと新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるものとする。

5．新株予約権の取得条項

以下の、(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につきITbook株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、ITbook取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合）は、ITbook取締役会が別途定める日に、ITbookは無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) ITbookが消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) ITbookが分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) ITbookが完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) ITbookの発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてITbookの承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてITbookの承認を要することもしくは当該種類の株式についてITbook株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6．組織変更行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

ITbookが合併（ITbookが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれITbookが分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれITbookが完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併については吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併については新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割については吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割については新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換については株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転については株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

（後略）

4【株価の推移】

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

(訂正前)

ITbook

月別	平成29年12月	平成30年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	575	681	648	594	581	653
最低(円)	518	577	518	494	527	536

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

サムシング

月別	平成29年12月	平成30年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	672	543	523	491	769	662
最低(円)	536	511	463	474	489	550

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

(訂正後)

ITbook

月別	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	648	594	581	653	689	641
最低(円)	518	494	527	536	586	543

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

サムシング

月別	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	523	491	769	662	620	589
最低(円)	463	474	489	550	540	512

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経理の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及びサムシングの四半期報告書（平成30年5月15日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるITbook及びサムシングの経理の状況については、各社の有価証券報告書（ITbookにおいては平成30年6月29日提出、サムシングにおいては平成30年3月28日提出）及び四半期報告書（ITbookにおいては平成30年8月14日提出、サムシングにおいては平成30年5月15日及び平成30年8月10日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

（訂正前）

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

（後略）

(訂正後)

事業年度	毎年4月1日から3月31日までの1年
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

(後略)

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

ア ITbook

該当事項はありません。

イ サムシング

事業年度 第20期第1四半期（自平成30年1月1日 至平成30年3月31日） 平成30年5月15日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア ITbook

事業年度 第31期第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月14日関東財務局長に提出。

イ サムシング

(1) 事業年度 第20期第1四半期（自平成30年1月1日 至平成30年3月31日） 平成30年5月15日関東財務局長に提出。

(2) 事業年度 第20期第2四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日） 平成30年8月10日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

(訂正前)

ア ITbook

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年7月4日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日関東財務局長に提出。

イ サムシング

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年7月4日）までに、以下の臨時報告書を提出。

（後略）

(訂正後)

ア ITbook

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日関東財務局長に提出。

イ サムシング

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）までに、以下の臨時報告書を提出。

（後略）

第六部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

サムシング

(訂正前)

(平成29年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
前 俊守 (注) 2、3	千葉県市川市	966,000	23.47
株式会社シノケングループ (注) 2	福岡市中央区天神1丁目1-1	875,000	21.26
サムシングホールディングス社員持株 会 (注) 2	東京都江東区木場1丁目5-25深川ギャ ザリアタワーS棟4階	<u>198,200</u>	<u>4.81</u>
株式会社本陣 (注) 2	愛知県名古屋市中区矢田南3丁目13-7	132,000	3.20
株式会社千葉銀行 (注) 2	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	120,000	2.91
前 トミ (注) 2	奈良県奈良市	83,600	2.03
山川 純子 (注) 2	兵庫県宝塚市	73,400	1.78
山川 勇 (注) 2	兵庫県宝塚市	66,000	1.60
皆川 真二 (注) 2	千葉県夷隅郡御宿町	55,000	1.33
前 耕蔵 (注) 2	奈良県奈良市	51,800	1.25
計	-	2,621,000	63.70

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

2 特別利害関係者等(大株主上位10位)であります。

3 特別利害関係者等(サムシングの代表取締役)であります。

(訂正後)

(平成30年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
前 俊守 (注) 2、3	千葉県市川市	966,000	23.47
株式会社シノケングループ (注) 2	福岡市中央区天神1丁目1-1	875,000	21.26
サムシングホールディングス社員持株 会 (注) 2	東京都江東区木場1丁目5-25深川ギャ ザリアタワーS棟4階	<u>203,100</u>	<u>4.93</u>
株式会社本陣 (注) 2	愛知県名古屋市中区矢田南3丁目13-7	132,000	3.20
株式会社千葉銀行 (注) 2	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	120,000	2.91
前 トミ (注) 2	奈良県奈良市	83,600	2.03
山川 純子 (注) 2	兵庫県宝塚市	73,400	1.78
山川 勇 (注) 2	兵庫県宝塚市	66,000	1.60
皆川 真二 (注) 2	千葉県夷隅郡御宿町	55,000	1.33
前 耕蔵 (注) 2	奈良県奈良市	51,800	1.25
計	-	2,625,900	63.82

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位を切り捨てています。

2 特別利害関係者等(大株主上位10位)であります。

3 特別利害関係者等(サムシングの代表取締役)であります。